



様式第6号（第6条関係）

平成28年6月23日

審査結果報告書

新城市議会議長 下江洋行 様

新城市議会議員政治倫理審査会
委員長 丸山隆弘



平成28年2月22日付けで提出された新城市議会議員政治倫理条例第5条の規定による審査請求について、新城市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査結果を報告します。

審査の請求の対象となった議員の氏名	白井倫啓 議員
審査又は調査すべき事案の内容	<p>(1) 市長リコールの会会報に関する件 市長リコールの会からのお知らせ② 市長リコールの会からのお知らせ③ 市長リコールの会からのお知らせ④</p> <p>上記お知らせにおいて、議員政治倫理条例違反と判断される記事。</p> <p>(2) 議員でありながら、議会活動を軽んじ、市長リコール運動を扇動した。その結果、市民の間に無用な対立を生じさせただけでなく、市政を混乱させ、市民全体に不利益を与えた。</p> <p>(3) 住民投票結果を踏まえて、すでに新庁舎建設総事業費を40億円程度と修正したにもかかわらず、いまだに「50億円越」と記した大看板を千郷小学校玄関前に設置続けている。議員という公人にあるまじき行為であり、議員政治倫理条例に違反する。</p> <p>(4) 昨年12月定例議会一般質問で、設楽ダム問題に関連し「補償金によってほっぺを」云々と発言し、設楽町民に不快感を与えた。新城市議会の名誉を毀損する行為であり、議員政治倫理条例に違反する。</p>

	(新城市議会議員政治倫理条例第3条第8号)
審査を請求した理由	<p>下記の点において、議員政治倫理条例第3条(8)の遵守を怠ったため。</p> <p>(1) 新友会報は、混乱した新城市政の正常化のため、正しい情報を伝えようと意図したものである。内容について、多くの市民から支持された。そうした有志の集まりである新城友の会の行動を妨害しただけでなく、冒とくし、著しく名誉を傷つけた。</p> <p>(2) 議会制民主主義を逸脱し、一部の政治活動家らとともに政治グループをつくり、ことさら穂積市政を批判し、誹謗・中傷を繰り返し、市内外に向けて、著しく信用を失墜させた。</p> <p>(3) 本来、小中学校の正門近くに政治色の強い看板を立てること自体、市議会議員としてのモラル、政治倫理に反する。また、屋外広告物規制条例に抵触する恐れがある。さらに誤字表記によって誤った情報を子どもたちに与え続けることにより、地域に不利益を与えている。</p> <p>(4) 設楽町議会の土屋議長から抗議を受け、下江議長からも指導を受けているにもかかわらず、謝罪・訂正に応じず、態度を改めていない。</p>
審査の結果	<p>本件は、市長リコールの会からのお知らせ(以下「お知らせ」という。)における議員政治倫理条例違反と判断される掲載記事への審査請求対象議員の関与、及び市長リコール運動を扇動したことによる市民全体への不利益行為、並びに看板設置と本会議における発言について条例第3条第8号該当事実の存否を問題としている。</p> <p>この「お知らせ」は、表現の自由に鑑みその発行自体に違法性は存在しないと考えるが、長の解職請求という住民の直接参政権の行使に当たり、住民が署名意思を判断するための情報の一つという性格上、その掲載内容は客観的事実に基づく正しい記事であることが求められるものである。「お知らせ」には会代表者の氏名が掲載されているのみであり、紙面から審査請求対象議員の関与を読み取ることはできない。</p> <p>こうした状況の中で、審査請求理由(1)から(4)について審査を開始することとなった。</p> <p>本審査会としては、「お知らせ」への関与の有無を確</p>

認するため、条例第7条第2項に基づき、6月10日に審査請求対象議員に対する事情聴取を実施することとした。

当人からは、審査請求理由(1)については「お知らせの作成にすべて関わっている。内容確認はメンバーで行っている」「たたき台は私が作成した。加藤議員も主力メンバーとしてたたき台作成に関わった」などの発言があった。

審査請求理由(2)については、「扇動の意味がわからない。リコールは市民運動である。扇動自体が存在していない」「リコール活動には、議員として得た情報を市民が考える材料として提供し市民運動を支援した。運動自体には市民として関わった」などの発言があった。

審査請求理由(3)については、「看板設置は自身と求める会とで行った」「行政からの看板設置許可は得ていない。現時点においても法的確信を得た状況ではない」などの発言があった。

審査請求理由(4)については、「抗議申し入れの文書が存在していない。文書がなければ他の議会への干渉であると設楽町議会議長に伝えた。町民間に問題としている事実はないことを町議会議員に確認している」などの発言があった。

本審査会としては、条例に基づく審査権限を行使し、議員の政治倫理の確立と向上に向け審査を進めた結果として、以下の結論を導くこととなった。

(1)については、自然人と法人が有するとされる「名誉」の概念に照らし、構成員が明らかにされていない新城友の会というだけでは、誰のどういう名誉が毀損されているのかが判然とせず対象が不明と言わざるを得ない。

(2)については、「市内外に向けて著しく信用を失墜させた」とあるが、誰の人権侵害にあたるのかが判然とせず対象が不明と言わざるを得ない。

(3)については、看板を立てること自体を審査請求理由としているが人権侵害を受ける対象者が明記されていない。

後段の「地域に不利益」についても、誰の人権侵害にあたるのかが判然とせず対象が不明と言わざるを得ない。

	<p>い。</p> <p>なお、屋外広告物規制条例に関する記述については、本審査会の所掌外の事項である。</p> <p>(4)については、請求内容に記載の「昨年12月定例議会」においてその事実はなく、同9月定例会における内容と類推するが、請求者には正確な事実の記載を求めたい。また、当該発言は市議会一般質問における議員個人の責任に基づく発言であり、市議会全体の名誉に及ぶものではないと判断される。</p> <p>以上の理由により、本件請求については、新城市議会議員政治倫理条例第3条第8号該当事実は確認できないことをここに報告する。</p> <p>(審査経過は別紙のとおり)</p>
<p>措置を講じる場合の 意見の内容</p>	

政治倫理審査会審査経過（審査対象者：白井倫啓議員）

平成28年2月22日（月）政治倫理基準違反審査請求書受理

・提出者：山崎祐一議員・柴田賢治郎議員

（新城市議会議員政治倫理条例第3条第8号該当）

3月24日（木）議長が議会運営委員会へ諮問

・政治倫理審査会委員を選任

4月15日（金）第1回政治倫理審査会開催

・正副委員長の選任

・請求概要説明について

・今後の審査方法（進め方）について

5月 9日（月）第2回政治倫理審査会開催

・有識者の意見について

6月 3日（金）第3回政治倫理審査会開催

・違反する行為の存否について

6月10日（金）第4回政治倫理審査会開催

・審査対象となった議員に対する事情聴取について

6月14日（月）第5回政治倫理審査会開催

・有識者の参考意見について

6月22日（水）第6回政治倫理審査会開催

・事案の審査について